

## 令和6年度逗子市放課後児童クラブ申請書類について

### 1. 全員提出が必要な書類

- (1) 逗子市放課後児童クラブ入所申請書
- (2) 入所申請書補助票（4枚）
- (3) 提出書類確認票
- (4) 利用を必要とする事由を証明する書類

※申請書類は黒又は青のボールペンで記入してください（鉛筆、消せるボールペンで記入された書類は無効です）  
 ※訂正する場合は、修正液等を使用せず二重線で消し、訂正印を押印してください

次のいずれかを父・母に加え、18歳以上65歳未満の同居者についても必要です（★印のついた書類は、巻末に所定の様式を添付しています）

	保護者等の状況	必要書類
A	就労 (就労内定) (育休明けの復職)	<p><b>(被雇用者（内定者含む）の方)</b>            就労証明書および就労実績（別紙）★            ※ 有効期限は、証明日から3か月です。原本の提出が1部あれば、ほかのきょうだい分はコピーを使用できます            ※ 有期雇用の方は契約更新時に必ず、労働契約書の写しを提出してください</p> <p><b>(法人化している事業者の方)</b>            就労証明書および就労実績（別紙）★            ※ ご自身の就労について、ご自身で証明してください</p> <p><b>(個人事業主の方)</b>            就労状況申告書★            ※ 就労状況申告書の裏面参照のうえ、自営及び収入を証明する書類を添付してください</p>
B	出産	母子健康手帳のコピー（表紙と分べん予定日のわかるページ） 又は、医師の診断書
C	病気・障がい	①事実申立書★ ②障害者手帳のコピー又は医師の診断書
D	同居親族の 介護・看護	①事実申立書★ ②要介護・要看護者の障害者手帳のコピー又は医師の診断書
E	災害の復旧	①事実申立書★ ②り災証明書
F	就学・職業訓練	①在学証明書 ②授業カリキュラム（時間割）のコピー
—	不存在	事由がわかる戸籍謄本 (離婚調停中の場合) 直近の裁判所からの呼出状のコピー等

↑ A～Fの記号は、申請書補助票の「入所要件」に対応しています。

## 2. 該当がある場合に提出が必要な書類

該当の状況	必要書類
(入所を申請する児童に関する状況)	
児童が障害者手帳を持っている場合	障害者手帳・療育手帳のコピー（診断書が必要な場合があります。）
(世帯に関する状況)	
海外収入がある場合	2022年（令和4年）中の海外収入と社会保険料等がわかる書類（「W2」の写し等）
市外から本市への転入予定で申込をされる場合 （入所日の前日までに転入することが確定している場合のみ申請可。）	不動産売買契約書、賃貸借契約書、工事請負契約書等、転入先住所と転入予定日（物件の引渡し日等）が記載されている書類のコピー ※ 転入後も就労証明書とおりの就労を維持してください。維持できない場合は、退所となります。
(減免に関する状況)	
ひとり親世帯の場合	児童扶養手当のコピーまたはひとり親を証明する戸籍謄本

- ◎ 3. 書類の提出後、児童又は家庭の状況に変化があったとき（保護者の転職、妊娠、税の修正申告により税額が変更になった等）は、速やかに保育課へ届け出てください。

書類作成に関する問い合わせ先  
 逗子市教育委員会教育部保育課  
 電話 046-873-1111（内線 533～534）